

著作権規定

2011年2月24日制定

2011年4月1日改正

(目的)

第1条 本規定は、日本コンクリート工学会の刊行物等に関する著作権等の帰属及び取り扱いについて定める。

(定義)

第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(1) 本規定に定める著作物とは、著作権法第2条第1項に規定するものであって、別表1-Bに例示する。

(2) 本規定に定める著作者とは、本会会員等であって、著作権法第2条第2項に規定するものをいう。

(3) 著作権とは、著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む。

(著作権の帰属)

第3条 著作権の帰属は、別表1-Aによる。

(著作権の行使)

第4条 著作者以外の個人または法人である第三者が、著作物の全部あるいは一部の利用を希望する場合は、その利用目的等を記載した書面により本会に利用許諾を求めなければならない。この場合は、本会が適当と認めたものに限り、許諾を行うものとする。

2 前項により許諾をする場合、その利用が収益を伴うと認められた場合は、その第三者に対して適当な対価を請求する。

3 第2項の対価は、本会がこれを収受する。かかる対価は、本会活動のために使用する。

4 本会は、第三者に著作物の利用を許諾する場合には、著作者にその旨を通知しない。

5 本会は、著作者が自己の著作物の複製権を行使することを許諾する。

(著作者による保証等)

第5条 著作者は、自己の著作物に対して、その内容について責任を負うものとし、次の各号を保証する。

(1) 第三者の著作権等その他一切の権利を侵害していないこと。

(2) 著作物が共同著作物である場合には、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していること。

2 前項の第三者の著作権等の使用許諾もしくは同意に関わる手続きは著作者が行うものとする。なお、著作者は、自己の著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明示する。

(二重譲渡の禁止)

第6条 著作者は、本会以外の第三者に対し、著作物に係る一切の著作権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第7条 著作物に関する第三者からの権利侵害又は著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、著作者及び本会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第8条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者及び本会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、図書編集委員会で審議し、理事会が決定する。

なお、本規定の施行に伴い、昭和54年制定の本会出版規定における著作権に関わる条項を廃止する。

別表 1

著作権分類	基本的な考え方と著作権の帰属(A)	該当する著作物の例(B)	学会—執筆者間の契約等(C) (承諾、告知等)	著作権の行使(D) (第三者に対する各種許諾等)
I類	委員会委員等が執筆した原稿を委員会で十分に検討・審議し、委員会名で刊行するもので、職務著作に準ずるものとして、「著作権」はすべて学会に帰属すべきと考えられる著作物 [著作権は学会に帰属]	1、規準指針、ガイドライン等 2、研究委員会、技術委員会等の活動成果報告書 ・研究専門委員会報告書 ・技術委員会所管委員会作成のパソコンソフト ・技術委員会所管委員会の報告書 3、コンクリート技士・主任技士、コンクリート診断士の試験問題 4、ウェブサイト掲載物	1、執筆依頼時に、執筆者から著作権が学会に帰属する旨の承諾書(確認書)を得る。(連名でも可)	・学会の判断で行使する。
II類	執筆者と委員会等での修正、加筆、編集の度合いにより、本来、著作権は学会、執筆者の双方に帰属すべきところ、刊行物出版後の複写、転載、翻訳の許諾や講習会等での使用その他学会の利便を図るため、執筆者の承諾を得て、学会が執筆者分の著作権の譲渡を受ける著作物 [著作権は学会に帰属]	1、コンクリート技術の要点(コンクリート技術講習会テキスト) 2、コンクリート診断技術(コンクリート診断士講習会テキスト) 3、コンクリート技士研修会、コンクリート診断士研修会のテキスト 4、講習会、研修会等のパワーポイント	1、執筆依頼時に、執筆者から著作権の譲渡書を得る。(連名での譲渡証でも可)	・学会の判断で行使する。 ・執筆者自身による複製(複写、転載)については、学会は無償で許諾する。(申請不要、但し全文転載の場合は報告する。)
III類	学会の企画に応じた次の論文、原稿等で、査読、編集の度合いにより、著作権は学会、執筆者双方に帰属する場合も、執筆者に帰属する場合もあり得るが、刊行物出版後の複写、転載、翻訳の許諾や講習会等での使用その他学会の利便を図るために、募集要項や執筆要領等で「著作権譲渡」の告知を行い、その告知に基づき著作権の譲渡を受ける著作物 ・各種論文募集要項により応募された論文 ・当学会の依頼により、執筆要領に従い投稿された原稿 ・募集要項に従い投稿された原稿 [著作権は学会に帰属]	1、各種論文集 ・コンクリート工学論文集 ・年次大会論文集 ・ACT ・各種シンポジウム論文集 ・国際会議プロシーディングス 2、「コンクリート工学」掲載記事	1、各種募集要項、執筆要綱に「著作権は学会に譲渡することになる。」旨記載し、周知徹底を図る。 2、論文申込書、投稿申込書、執筆受諾書に上記要項に従って提出する旨の文言を入れる。	・学会の判断で行使する。 ・執筆者自身による複製(複写、転載)については、学会は無償で許諾する。(申請不要、但し全文転載の場合は報告する。)

注1) 著作人格権はI類については学会、II類、III類については査読、編集の度合いによって著作者と学会の双方或いは著作者のみに帰属する。

2) 投稿或いは執筆された著作物が学会の刊行物に掲載されない場合、学会は当該著作物の著作権を主張しない。

< 参考 > 日本コンクリート工学協会出版規定(抜粋 (昭和54年1月24日制定)

(著作権の帰属)

第 4条 出版物の著作権の帰属については、著作権法第14条、第65条の規定を準用する。

ただし、著作者と本会が特別に契約した場合はこの限りでない。

(著作者の代表)

第 7条 2名以上の共同著作物にあっては、その著作者の中から代表1名を選出するものとする。

2、著作者代表は、当該出版物の著作権の行使に関し、その責めに任ずる。

(著作者の責任)

第 8条 著作者は、自己の著作物に対し責任を負うものとし、著作物の内容に関し、他の著作物の侵害、名誉棄損等を生じたときは、著作者の責任とする。

(他の使用に対する許諾)

第12条 本会が出版権を有する出版物の一部の使用につき、外部から許諾を求められたときは、当該出版物の著作者と協議のうえ許諾を決める。

2、前項により許諾をする場合、その使用が収益を伴うと認められたときは、使用者に対して適当な対価を請求する。

(著作者に対する規制)

第13条 出版物に掲載した著作物の著作者は、本会の許諾を得ないで当該著作物を分離して出版し、または他の出版物に収録してはならない。

(改定・改廃)

第14条 出版物の改定は、本会と著作者とが協議して行う。

2、旧版の著作者と異なるものが改定を施したときは、当該改定部分の著作権に関する取扱いは、新旧著作者及び本会が協議して決める。

3、廃版に付することを必要と認められた出版物で著作権者の存するものについては、当該著作権者と本会とが協議してその処置を決める。

< 参考 > 現在の取扱い

1、コンクリート工学「投稿要領」、論文集「論文集投稿規定」、年次大会論文集「年次論文集執筆要領」
 「掲載された著作権の行使のうち、複写・転載の許諾に関する権利については、日本コンクリート工学協会に委任するものとする。」

2、研究委員会「研究委員会報告書執筆要領」
 「委員会報告書は、JCI委員会の成果物となりますので、その著作権は(社)日本コンクリート工学協会に属します。あらかじめご承知おきください。」